

財務省告示第二百五十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年六月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二十四号）（第十五回）	財政法（昭和二十四号）第四十一条及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千百億円
	め法律（平成十八年法律第十一	社債等の振替に関する法律（平	日本郵政公社による国債の募集	のうち、財政法第四十一条の規
	の公債の発行の特例等に関する	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	定に基づき発行する利付国債に
	十八年度における財政運営のた	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	ついては、額面金額で百三十九
	十四号）第四十一条及び平成	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	億七千三百四十五万円、平成十
	財政法（昭和二十四号）第四十	社債等の振替に関する法律（平	機関は日本銀行とする。	八年度における財政運営のため
	の公債の発行の特例等に関する	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	の公債の発行の特例等に関する
	十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	法律第二十一条の規定に基づ
	十四号）第四十一条及び平成	社債等の振替に関する法律（平	機関は日本銀行とする。	き発行する利付国債について
	財政法（昭和二十四号）第四十	成十三年法律第七十五号。以下	機関は日本銀行とする。	は、額面金額で九百六十億二千

六	払込金額	六百五十五万円
七	最低額面金額	五千二百億九百万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十八年六月十五日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円十九銭
十一	利率	年・九パーセント
十二	初期利率	平成十八年十二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.9}{2} \times 1$$

十三	第二期以後の利子	毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十四	償還期限	平成二十年六月十五日
十五	償還金額	額面金額百円につき百円
十六	元利支	日本銀行
十七	払集期間	平成十八年六月二日から平成十八年六月九日まで
十八	払込期日	平成十八年六月十五日